

議案第78号

八潮市立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

八潮市立体育館設置及び管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年7月22日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市立鶴ヶ曾根体育館に新たに多目的室及びトレーニング室を設置し、及び八潮市文化スポーツセンターを廃止する等したいため、この案を提出するものである。

八潮市立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

八潮市立体育館設置及び管理条例（昭和53年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中八潮市文化スポーツセンターの項を削る。

第4条第2項中「次の各号に掲げる体育館の休館日は、それぞれ当該各号に定める日」を「体育館の休館日は、毎月第2及び第4月曜日」に改め、同項各号を削る。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第12条関係）

名称	区分			使用料				
				午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時	超過1時間当たり
八潮市立鶴ヶ曽根体育館	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	体育室	全面	4,500円	6,000円	6,800円	15,800円	1,500円
			半面	2,300円	3,000円	3,400円	7,900円	700円
			バドミントンコート1面	700円	900円	1,000円		
	その他の場合		全面	15,300円	20,300円	22,900円	52,700円	5,200円
			半面	7,700円	10,200円	11,500円	26,400円	2,600円
	多目的室1		全面	400円	500円	600円	1,300円	
			半面	200円	300円	300円	700円	
	多目的室2			1,900円	2,500円	2,900円	6,600円	
	トレーニング室			1回（2時間）200円				

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（八潮市文化スポーツセンター相撲場条例の一部改正）

- 八潮市文化スポーツセンター相撲場条例（平成14年条例第4号）の

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八潮市相撲場条例

第1条中「八潮市文化スポーツセンター相撲場」を「八潮市相撲場」に改める。